

# ネパールにおけるジェンダー政策の進展と 女子教育の停滞

——マオイストの武装闘争がもたらしたもの——

伊藤 ゆ き\*

[キーワード] ネパール マオイスト ジェンダー CEDAW 女子教育

[要旨] 1990年の民主化後、国際社会の支援を得て、急速に女性の法的地位向上が図られたが、効果は都市の上位階層に限定されていた。ところが、1996年から10年にわたり武装闘争を展開したマオイストは、戦略として権利意識を地方の女性、農民、貧困階層、ダリットに浸透させ、支持層を拡大した。その結果、南アジアの中では先進的といわれる女性の法的地位を実現させ「ネパール女性法躍進の10年」となった。対照的に、毛沢東主義教育は政府・国際機関の教育政策と食い違い、「ネパール教育の失われた10年」の様相を呈している。

## はじめに

ネパールでは、1996年2月13日の“People's War”<sup>1)</sup>開始以来2006年11月21日の政府とマオイストとの間の包括和平合意成立まで10年間にわたる反王制武装闘争が行われた。

ネパール共産党毛沢東主義派（マオイスト）は2008年4月10日の総選挙で3分の1強の議席を占め、5月28日の制憲議会初日に共和制を宣言した。6月11日には、最後の国王ギャンendra・ビール・ビクラム・シャハ・デーヴァが王宮を去り、240年続いたゴルカ王朝が終焉し、平和裏に「ネパール連邦民主共和国」へ移行した。しかし、ネパール国軍・武装警官隊とマオイスト軍の武装闘争で約13,000人の国民が犠牲となり、子どもたちの拉致、徴用、レイプなど、あらゆる人権侵害が行われた。UNICEFは、「女子教育最優先国25カ国」<sup>2)</sup>にネパールを挙げ、戦闘による教育の停滞を指摘している。

本稿では、ネパールのマオイストにとって勢力拡大に利用価値が高かったジェンダー政策が進展し、利用価値が低かった教育政策が停滞したことの影響を明確にする。第1章でジェンダー政策の変遷について法を中心に述べ、マオイストがその影響を広める戦略として女性の法的地位向上および権利意識を地方社会へ浸透させる役割を果たしたことを述べる。第2章では、

---

\*非常勤講師／ジェンダー論 地域研究ネパール

ネパールの教育格差の諸相を検証する。ただし、本稿では、非正規教育までは手を広げない。第3章では、女生徒の就学率向上のための女性教師配置政策の効果を検証する。第4章では、国家の教育政策教に反対の立場をとる毛沢東主義教育が教育の遅滞を招いたことを述べ、政府および国際機関の政策とマオイストの戦略との一致、不一致が、女性政策と教育政策の間に対照的な結果をもたらしたと結論する。

関連研究として、Min Bista、Mary Ann Maslak、Friedrich Huebler、田中研一、畠 博之、畠山勝太&サキャ・ディブを参考としたが、法律を中心としたジェンダー政策に関する資料は僅かであり、さらに、マオイストの方向性との比較検討資料は見当たらなかった。

## 第1章 ネパールにおけるジェンダー政策の変遷

### 1. ヒンドゥーの女性観

ネパールの1990年憲法はヒンドゥー(教)を国教と定めていたが、2006年5月18日から世俗国家となった。しかし、国民の約80%<sup>3)</sup>を占めるヒンドゥー教徒をはじめとしたネパールのほとんどの人々にとって、宗教は日常であり、アイデンティティーの根源である。紀元2世紀頃に、バラモンの生活規範として編纂されたとされる『マヌ法典(Manu Smriti)』<sup>4)</sup>には、女性は不浄であり、独立して物事を決定する能力が無く、男性の監視下に従属させるべきものと記された。四姓(ヴァルナ)が区別され、白人種の僧侶階層(ブラーマン)と王・武士階層(クシャトリア)は優位を保ち、清浄な家系の血筋を守るために、本来卑しい性である女性の行動を監視し、他の階層との結婚を禁忌とした。1854年、ネパールのゴルカ王朝中期に、ジャン・バハドゥル・ラナ宰相によって制定された『ムルキアイン(Muluki Ain)』<sup>5)</sup>にも、ヒンドゥーの男性優位の価値観が引き継がれた。さらに、1959年憲法が制定され『ムルキアイン』が民法の役割を担うことになった後も男尊女卑は国是とされ、2002年の第11次改訂、2007年の第12次改訂まで、女性の遺産相続権、土地売買権、財産分与権等の諸権利が制限され<sup>6)</sup>てきた。

### 2. 女性差別撤廃条約(CEDAW)批准

東西冷戦の崩壊、東欧の民主化の影響を受けて、ネパールでも1989年から1990年にかけて民主化闘争が行われた。それを機に、ネパールは立憲君主制・複数政党制国家となり、民主化後の総選挙が行われる直前の1991年2月5日に、暫定政府は女性差別撤廃条約(CEDAW)<sup>7)</sup>をはじめとする国際条約を矢継ぎ早に批准した。これは、ネパール政府が女性の地位向上に関して、国際的な動きに足並みを揃えることを受け入れたことを意味するものであり、1990年民主化運動に積極的に参加したネパールの女性たちが、自らの手で獲得した大きな収穫であった。

### 3. 女性運動の高まりと女性間格差の拡大

第4回世界女性会議（北京会議）が行われた1995年の12月に、女性省が設置された。初代女性省大臣リラ・コイララは最高裁判所の勧告に従い『ムルキアイン』第11次改訂案を国会へ提出したが、議会はこれを無視し続けた。男性優位が国是のネパールで、女性省は国際社会に向けたパフォーマンスであった。一方で、最高裁判所は遺産相続の資格審査のために処女検査を命じた地方裁判所に対して、国際機関や女性運動団体が注視する中、女性に対するプライバシーの侵害であり違憲とする画期的な判決<sup>8)</sup>を下した。1990年民主化運動を超党派で指揮したサハナ・プラダン（UML）やマンガラデヴィ・シン（NC）の後を次いで、インディラ・ラナ、ピナ・プラダン、プラティヴァ・スベディ等の若手女性運動家たちが国連女性差別撤廃委員会（CEDAW委員会）や欧米団体の資金支援を得て、女性の法的・社会的地位の向上、諸権利獲得、経済機会獲得へと運動を広げていった。しかし、彼女らはカースト社会の枠組みを壊し、自らの社会的権益を損なうことは望まなかった。諸権利は都市のバウン・チェットリ、ネワールなど英語で外国人とコミュニケーションができる高学歴の知識階層に止まり、法律の救済を必要としていた地方農民や貧困層の女性に広まることは無かった。結果的に、女性の間にも権利を主張できる能力を持った階層と持たない階層の格差が拡大した。それが、1990年の国王から与えられた民主化であり、ミドルクラスの限界であった。

### 4. マオイストの影響

マオイストは、人民戦争開始当初、南部タライ地域の貧困農民や丘陵民族（ジャナジャティ）、ダリット（アウトカースト）、女性など被抑圧階層の権利を代弁するとして、多くの支持を得た。都市の官僚さえマオイストの主張に賛同し、拍手を送った。しかし、ゲリラ戦が10年続く間に、経済は疲弊し、あらゆる人権侵害が行われ、国民への悪影響は深刻なものとなった。外国援助関係施設や企業は爆破され、私立学校は資本主義的として攻撃された。地方行政官庁、橋、送電所など社会のインフラも破壊された。村を逃れて都市へ移住する者が急増する中、資産家の土地・家財はマオイストに接収された<sup>9)</sup>。女性たちは多くの犠牲を払い、銃口に怯えていたが、マオイストに対して否定的な評価ばかりではない<sup>10)</sup>。マオイストは全兵士の4割が女性であり、「世界一悲惨で抑圧されたネパール女性を解放した」<sup>11)</sup>と宣伝したが、実情は逆で、親が息子を都会に逃し、いずれ他家へ嫁ぐ娘を供出するという、まさにヒンドゥー社会の男尊女卑を象徴する事態だったのである。現金収入源の無い農山村青年にとって、マオイスト戦闘員は衣食住つきの就職機会であったため、女性自ら志願し、民族衣装を脱ぎ、活動的なパンツを穿き、銃の操作法を身につける者もいた。村では各種の協同組合やマイクロファイナンスの活動が活発になり、男性を失った家庭や村を守る女性は強くなった。マオイストが占拠した村では人民裁判が行われ、即決で貧困者に有利な判決を下したため、好評であった。

1990年には、超党派の女性政治家たちがデモの先頭に立ち、都市の中間層を中心として民主化を勝ち取ったが、2008年には、ジャナジャティ、先住民、ダリット、マデッシ、女性な

ど、多くの貧しい人々がマオイストの支持基盤となり、ネパール王国を共和国に変える力となった。

## 5. 女性の政治参加

ボランティア選挙監視員としてシンズリ地区を担当した ANFREL (Asian Network for Free Election) の阿部和美は、報告書<sup>12)</sup>の中で、「ネパール全土でも投票率は60%前後で、男性が少なかった分女性の割合が多いようだ。結果的に女性の権利も強く主張しているマオイストに票が集ったのかもしれない」と書いている。暫定憲法は比例代表の女性比率<sup>13)</sup>を3分の1以上としたが、それを満たしたのはマオイストの51%のみだった。全体としては小選挙区240議席中30議席、比例区335議席中161議席、総計575議席中191議席(33.21%)であり、政治分野での女性の躍進は目覚ましい。選挙結果を見れば、1990年民主化に引き続き、男性優位を国是としてきたネパールを底辺から変えたのは女性の力であったことが分かる。

## 6. 南アジアの優等生

都市の高位階層に止まっていた諸権利の効用は、マオイストを媒介として村落へ浸透した。国連 CEDAW 委員会や内外の女性運動家たちと、マオイストの主張する女性の権利拡大および女性差別撤廃運動の方向性は、例えば、マオイストが基本要求として掲げた「40項目の要求<sup>14)</sup>」第2章 No.19に「女子に、兄弟と同等の所有権を与えるべき」とあるように、合致していたのである。2001年12月8日、ネパール政府が「女性差別撤廃条約」のオプション・プロトコールに署名したことで、国際的に女性差別撤廃の法的準備が整った国と評価された上、2002年3月14日に「男女は生まれながらに平等な所有権が存する」と明記した『ムルキアイン』第11次改訂が実現した。これは、ネパール女性の法的地位向上運動史上、画期的な出来事であったが、35歳以上の未婚女性の処遇等、いくつかの差別が残っていた。追って、2002年「ネパール中絶法 (Abortion law in 2002)<sup>15)</sup>」が南アジアで初めて成立した。成立以前は、レイプや望まない妊娠でも中絶は違法とされ、女性のみが投獄されたのである。2002年からマオイストは本格的な武装闘争を全国に拡大したが、政府はなす術がなかった。国王は2月に下院を解散し、通信遮断など、時代錯誤的な行動によって国民の反発を買い、ゼネストが頻発するようになった<sup>6)</sup>。2006年4月に、首都で国民による民主化・共和制要求の大規模なデモがあり、11月21日には政府とマオイストの間で「包括的和平合意」が成立し、ようやく内戦が終結した。こうして12月16日に成立したネパール暫定憲法には、「女性の性と生殖に関する権利 (Women's Reproductive Rights)<sup>17)</sup>は女性の基本的権利である」と明記された。また、2007年12月に、最高裁は性同一性障害者の権利要求を受け入れ、法改正を政府に指示した。2008年5月30日には、父権に属していた子の国籍認定が母親の申請でも可能になった。これら一連の法改正により、ネパールは、CEDAW 委員会から、南アジア地域諸国連合 (SAARC) 7カ国の中で優等生<sup>18)</sup>と云われるほどに法制面での整備が実現した。マオイストは、国際機

関や都市の高学歴の女性活動家が乗り越えられなかった壁を破り、農山村の女性にまで権利意識を浸透させ、それをテコに支持票を獲得することができた。1990年憲法では「女性、老人、身体障害者」が一括して「社会的弱者」とされていたが、2007年暫定憲法では「女性の権利」という別項目が設けられた。さらに、2007年に『ムルキアイン』第12次改訂<sup>19)</sup>が行われ、ネパールの全ての女性には、生まれながらにして男性と同等の権利があると明記された。しかし、240年続いた王制を廃止させたマオイストをもってしても、2000年以上続いた男尊女卑の価値観を一夜にして男女平等に変えることは不可能である。

## 第2章 ネパールの教育実態

### 1. ネパールの教育政策と日本の援助

1990年民主化後、国際援助の流れは、①持続的経済開発、②貧困解消、③地域格差是正に向い、建物、道路などのハード援助から、「教育、女性、環境」をキーワードとするソフト援助<sup>20)</sup>へと変化した。日本政府は「基礎初等教育計画（BPEP）」<sup>21)</sup>を進め、フェーズIで3,000教室（40郡）、フェーズIIで2,500教室（35郡）の学校建設資材を供給した。表1のように、日本政府に託された初等教育施設の量的な拡大は、生徒の入学率を高め、数字の上では初等教育の浸透に貢献し、さらに、国連ミレニアム開発目標（MDGs）<sup>22)</sup>に向け、「万人のための教育（Education for All=EFA）」で750教室の建設を予定している<sup>23)</sup>。一般的に、男子は私立学校、女子は公立学校へ行かせる傾向があり、公立学校には女生徒のほうが多いこともある。従って、学校数の約90%が公立<sup>24)</sup>であることから、日本のODAによる公立学校施設の量的拡大は、女子および貧困層の教育機会拡大に直接的な影響を及ぼすことを意味している。

表1. 1990年-2007年の初等学校数、生徒数の増加状況<sup>25)</sup>

	1990年	1997-98年	1999-2000年	2002-03年	2004-05年	2007-08年
学校数	15,834	23,885	25,522	26,638	27,167	29,220
女生徒数	1,003,810	1,503,714	1,611,333	1,783,366	1,865,012	2,159,763
(女子率)	35.9%	41.9%	42.6%	45.4%	46.3%	48.9%
男生徒数	1,784,834	2,083,951	2,168,981	2,145,318	2,165,033	2,258,950
計	2,788,644	3,587,665	3,780,314	3,928,684	4,030,045	4,418,713

### 2. 教育における格差の諸相

#### 2-1. 男女格差、地域格差、カースト格差

かつて、統一共産党（UML）党首サハナ・プラダン女史（前外務大臣）は、「1940年当時、ネパールに女子の教育機関は無く、インドへ行かねばならなかった」と筆者に語った<sup>26)</sup>。その頃から70年近く経過した現在でも女性の識字率<sup>27)</sup>は、ようやく45%程度である。このことは、多くの女性がネパール語の読み書きを必要としない村で日常を過ごしてきたことと、男

性と同等の社会的活動の場から排除されてきたことを意味しており、社会や家庭の抑制が女性の社会的活躍の機会を妨げてきたと言える。

図1のように、男女ともに就学率が安定的に伸び、格差は減少している。2007-08年に筆者が調査をしたネパール各地<sup>29)</sup>でも、DEOや教師は民族や地域にかかわらず、初等教育の就学率は80～100%と答えた。しかし、UNICEFは4項目の基準(①女性の初等教育就学率が70%以下の国、②教育におけるジェンダー格差が10%以上の国、③100万人以上の少女が学校へ行けない国、④HIV/AIDSまたは武装闘争の犠牲になっている国)に基づき、インド、バングラデッシュ、ブータンと共にネパールも「女子教育最優先国25カ国」の1つに挙げている。確かに、全国的に就学率は上昇し、男女格差も縮小してきたが、地域的な格差は大きい。

学校へ行けない少女が100万人以上の国

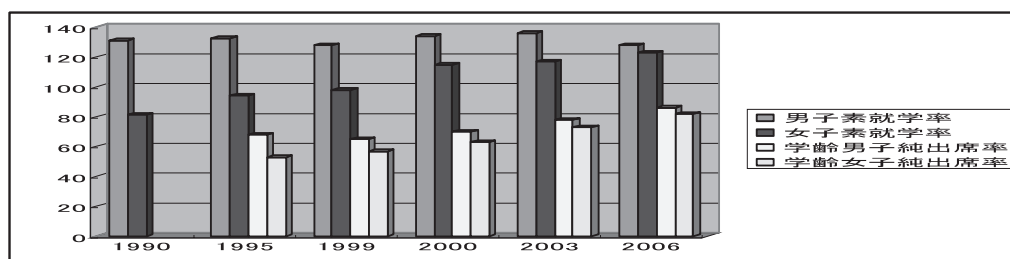


図1. 初等教育素就学率と純出席率の推移<sup>28)</sup>

表2は、全国の学校数を示している。カトマンズ盆地の3郡の人口合計は地方からの流入者が増えた2001年でさえ1,645,091人であり、全国人口23,077,791人の7.1%に過ぎない。しかし、小学校は全国総数の6%程度だが、中等学校は13%を超えている。イエローページ2008年版には3郡の私立小中学校295校が掲載されており、首都圏に住める経済力を持つ階層のみが「良い学校」または高等教育への機会が得られるという、明確な地域格差が見られる。

表2. 初等教育・中等教育施設数とカトマンズ盆地の学校数比較<sup>30)</sup>

	1997/98	1998/99	1999/00	2000/01	2001/02	2003/04
全国の小学校数	23,284	23,885	25,522	25,927	26,638	27,268
カトマンズ盆地の小学校数	1,216	1,429	1,574	1,602	1,498	1,440
全国の中学校数	6,062	6,617	7,276	7,289	7,340	7,436
カトマンズ盆地の中学校数	640	807	862	862	956	955

一方、表3からは、チベット文化圏である西部開発地域のマナン郡やムスタン郡では、山岳観光地の女性たちの自立した経済活動と交易が盛んなためか識字率の上昇が著しいが見えるが、中西部・極西部山岳地域の女性の識字率は男性の30～50%であり、女性の全国平均識字率42.5%に対し、極西部15.8%、中西部19.6%と、識字率の低さが目に付く。2008年4月10日に行なわれた総選挙結果では、マオイストの全国平均得票率が50.0%であった。その

中で、極西部は71.8%、中西部は81.4%、山岳部は72.7%という高い支持率を示し、識字率に反比例するかのような結果であった。さらに、高支持率にも関わらず、女性議員は2名しか選出されなかった。つまり、識字率の低さは、マオイストがネパール語の読み書きを地域の女性に教えることに無関心だったことを示し、投票率の高さはマオイストに逆らうことが生死に関わるほど厳しかったことを窺わせ、女性議員率の低さは男性優位が根強い地域でマオイストがそれを緩和する働きをしなかったことを推測させる。マオイストの活動を受け入れなかった山岳地マナン郡、ムスタン郡と、マオイストの拠点だった極西部アッチャム郡、中西部ドルポ郡の格差は注目に値するもので、マオイストの活動の功罪を検証する材料となる。

表3. 識字率の地域格差（6歳以上）（%）<sup>31)</sup>

	1981	1991			2001		
	合計	男性	女性	計	男性	女性	計
ネパール全体	23.3	54.5	25.0	39.6	65.1	42.5	53.8
極東開発地域	27.4	59.3	29.2	44.3	66.2	44.7	55.5
(山岳 Solukumb)	21.8	56.8	21.5	39.1	56.6	35.4	46.0
中央開発地域	22.7	52.0	24.6	38.3	63.4	41.4	52.4
(山岳 Rasuwa)	9.2	33.8	11.3	22.6	42.5	24.5	33.5
西部開発地域	25.8	58.5	30.8	44.7	70.4	49.3	59.0
(山岳 Manang)	20.5	54.9	30.1	43.5	67.3	52.7	60.0
中西部開発地域	16.4	47.6	16.3	32.0	60.7	37.4	49.0
(山岳 Dolpa)	12.6	37.5	8.4	23.0	9.21	9.6	34.4
極西部開発地域	17.3	52.0	13.3	32.7	64.1	32.8	48.5
(山岳 Acham)	14.9	45.3	5.5	25.4	53.6	15.8	34.7

表4. カーストおよび民族別人口比率と就学率（2001 Census）<sup>32)</sup>

丘陵地域	バフン・チェットリ	ネワール	ジャナジャティ	ダリット	その他
人口比率%	28.5	5.5	23.0	7.1	1.0
初等教育就学率	86.8	88.1	81.4	73.5	48.7
中等教育就学率	44.6	52.3	28.9	15.9	20.4
タライ平原	ブラーマン、 チェットリ	中間層	ジャナジャティ	ダリット	ムスリム
人口比率%	1.9	2.9	8.7	4.7	4.3
初等教育就学率	93.0	57.5	76.1	37.5	32.1
中等教育就学率	48.5	20.4	24.6	7.2	7.9

表4のように大きく区分してみると、カーストの上位階層であるバフン・チェットリが全人口の28.5%を占め、カトマンズの主要民族であるネワールを加えると34%になる。この3つの階層は、ネパール全国に広がり、政治、経済、社会の主要な地位を占有している。バフン・チェットリ、ネワール以外の民族が彼らと肩を並べ、240年間の格差を縮小するには、長期を要するが、子どもの教育から始めるしかない。カースト差別と貧困はセットとなり、職業機会

の制限、教育機会からの脱落、社会的機会からの排除が一体となり悪循環<sup>33)</sup>を繰り返す。2001年の人口調査時に、ネパール全体の就学率は初等学校で73.5%、中等学校で30.9%であった。その中で、タライのブラーマン・チェットリの就学率は93%、丘陵ヒンドゥー（バルバテ・ヒンドゥー）のパウン・チェットリは86.8%であり、ネワールも88.1%と高い。反対に、タライのダリットとムスリムは、それぞれ37.5%、32.1%と極端に低い。タライでは丘陵のカースト社会に比べ差別が厳格であり、一般的にダリットは極めて貧しい。同様に、北インドと地続きのタライには貧しいムスリムが多数流入している。タライのブラーマンとダリットの就学率の間には60ポイントもの差異があり、教育におけるカースト格差は歴然としている。

## 2-2. 公立・私立学校の格差、経済力格差

従来の教育格差に加えて、新たな格差を生み出しているのが私立学校である。ネパールの教育ビジネス業界は、ボーディングスクールと称する私立学校で英語教育を売り物としている。政府補助が無いかわりに規制も無く、高利益を上げている。その好況の要因の1つがSLC（全国統一高等学校卒業資格）試験の過熱である。SLCは、その得点によって進学希望学部が制限されるため、私立学校経営者は授業料差に応じてレベル設定した学校を複数経営し、保護者はSLC合格者を勘案しながら経済力に応じた学校を選定する。

表5. 2008年度SLC結果<sup>34)</sup>

受験者数	総数307,078	合格者に占める比率	合格者男子	合格者女子
Distinction	9,882	5.05%	6,266	3,616
First Division	74,707	38.17%	45,357	29,350
Second Division	105,592	53.96%	58,291	47,301
Third Division	5,508	2.81%	3,061	2,447
合格者総数	195,689	100%	112,975	82,714
合格率	63.73%	昨年より5.09%UP	67.91%	58.78%

2008年のSLCは3月17日～27日に行われ、6月23日に結果（表5）が発表された。ニュースはTV発表より早く携帯電話サイトから全国に流された。

2004年のSLC結果から、Distinctionでは私立学校が公立学校出身者の17.5倍と圧倒的な合格率であるが、First Divisionでは2.12倍であり、授業料の違いほどの違いは認められない。Second, Third Divisionでは公立学校が私立の5倍合格しており、明らかに公立と私立のレベルに格差があることが分かる<sup>35)</sup>。畠山とサキヤは、「中産階級及び富裕層のみが私立学校へ通っていることが読み取れる。この動きは首都カトマンドゥを中心とする都心部で顕著であり、この地域において私立学校間の格差を生じさせている。調査結果からだけでも学校間の年間授業料で少なくとも6倍ほどの差異があることが判明した」と述べている<sup>36)</sup>。ネパールでは、First Division以上で合格しなければ医学部、理学部、工学部、農学部など、いわゆる理工系に進むことはできない。エリートコースに乗るには理工系に行かねばならず、そのためには私立学校の教育を幼児から受けることが成功率を高めるという単純明快な図式ができていく。SLCお



よび 10 + 2<sup>37)</sup> の普及について教育省の Higher Secondary Education Board は、①ミドルレベルの人材需要に対応するためと、②高等教育、専門職へ進む人材の育成であるとしている。しかし、世界経済のグローバル化の影響を受け、拝金主義が蔓延し、若者は海外留学や海外出稼ぎを志向している。少子化が進むミドルクラスでは将来老親を支える息子の理工系進学を希望している。幼稚園から私立ボーディングスクールに入れる資力があるか、村の公立学校に入れるかで子どもと一家の将来が、ほぼ決まり、SLC を偏重する社会状況が、ますます私立学校ビジネスを繁盛させ、教育投資ができる階層とできない階層の格差を拡大させている。

表 6. 素就学率（NER）と純出席率（NAR）の男女格差、都市・地方格差、経済的格差<sup>38)</sup>

2006年		合計	男子	女子	都市	地方	最富裕層	最貧層
初等教育	NER %	147.1	147.8	146.3	155.0	145.9	160.1	139.8
1-5年生	NAR %	84.1	86.0	82.0	90.2	83.2	96.9	76.7
前期中等教育	NER %	59.7	64.5	55.2	88.3	55.4	96.4	35.2
6-8年	NAR %	41.7	45.7	37.8	52.4	40.1	59.5	27.8

表 6 に見られるように、素就学率、純出席率においても、男女差や地域差は縮小しているが、富裕層と最貧層の出席率比率は初等教育で既に 20 ポイントの開きがあり、経済力による教育の質および機会の格差は幼稚園教育から始まり、SLC に到達する以前に確定してしまう。

### 第 3 章 女子教育の進捗状況

#### 1. 女子教育を阻む要因

UNESCO の M. Bista<sup>39)</sup> は、女子の正規教育を阻害する要因として下記 9 項目を挙げている。

- (1) 社会的文化的阻害要因：①社会が女性の教育に経済開発効果を期待していない ②女子や女性に対する差別的価値観 ③早婚 ④男子と同等の教育を喜ばない風潮。
- (2) 経済的阻害要因：①人口の 40 % 近くが年収 \$ 220<sup>40)</sup> に止まっている ②遠隔地では制服や試験費用が直接的阻害要因となっている ③初等教育でさえ実際には無料ではない。
- (3) 物理的阻害要因：①学校には女子用のトイレなど必要な施設が整備されていない
- (4) 組織的阻害要因：①入学に際し、2 週間以内に出生証明書、両親の市民証の提出など不可能なことが多い ②女性教員が遠隔地域で働くことが難しい。
- (5) 学校の貧弱な教育および学習状況：①教員たちの欠席率が非常に高い ②貧弱な教育技術と質の低い学習内容が子供たちの落第要因として最も大きい ③男子に私立学校教育、女子に公立学校教育が与えられ、男女平等の機会は与えられていない。
- (6) 家庭環境による阻害要因：①年少者は兄弟に付いて学校へ行き、教育チャンスを得やすいが長女は難しい。②家庭に壮年男性がいないことが子供たちの登校意欲を殺ぐ。
- (7) 地理的阻害要因：丘陵、山岳地形、学校までの距離が登校の障害になる。

- (8) 心理的・身体的阻害要因：推定10%の精神・身体障害者が教育機会を得られていない。
- (9) 武装闘争による阻害：①マオイストの武装闘争による恐怖がトラウマになっている ②学校を占拠されたことから、登校も授業もできない状態が続いた。

## 2. 奨学金とインセンティブ・プログラムの効果

上記のような女子教育を阻む要因に対して奨学金制度がある。UNESCOは、その効果の評価を行なった。だが、地方の教育委員会、学校長、保護者のいずれも奨学金制度の存在とその利用のしかたに関する知識が乏しいばかりでなく、誤用も指摘された。INGOや国際機関の奨学金は、支給時期、金額、継続性ともに不安定であり、政府の奨学金との調整がつかないため、奨学金に対する地方役所や学校の理解不足が重なり、混乱を招いている<sup>41)</sup>との報告がある。教育省は、1. 女生徒(1-5年)、2. ダリット、3. 貧困児童、4. 障害児童、5. 女生徒(6-8年)を対象として、各種の奨学金を配分している。また、公立の学校では政府による教育無償化政策により、初等教育での授業料と教科書の無償化が実現している(政府が未開発と指定している18郡以外の郡の4-5年生男子を除く)。前期・中期中等学校においても授業料の無償政策が実施されている<sup>42)</sup>。さらに、教育スポーツ省<sup>43)</sup>が2005年に小中学校の入学時で男女差が最も大きい10郡(Jumla, Humla, Mugu, Baitadi, Acham, Bajhang, Kailali, Doti, Rupandehi, Pyuthan)の公立校6-7年生の3,250人の女子生徒に対して、年間1人当たり1,700ルピー(約2,000円)を支給し、さらに、国内の学齢期の児童で、身体障害者、ダリット、就学していない学齢女子に対して1人年間500ルピーの奨学金を支給すると発表した。しかし、

1. 奨学金額の妥当性：希望者が多く、年間4ドル程度では貧困家庭の学費支援にならない。
2. 受取人子供を特定するための評価基準と手順が曖昧。
3. 支給方法：中央の役人が権限を地方に渡さず、必要な時期に適切な方法で支給されない。
4. 奨学金のモニター：モニターシステムが無く誤用は一般的。両親のタバコやアルコール費用や家計費に使われている。教員と校長による奨学金流用も行われていた。

この調査を通して、奨学金についての理解が、地方自治体、学校、両親ともに理解不足、説明不足で、効力が発揮されていない実態が明らかになった。地方自治体や教員の管理能力不足と情報不足が、貴重な予算を無駄にし、必要としている児童の教育機会を奪っていることになる。

## 3. 女性教員の実態と評価

1990年代に女子教育を奨励するため、女性教員を各学校に最低1名配置する政策が取られた。さらに、2005年には教師4名以上の学校には、2名の女性教員を配置することを教育省が奨励した。しかし、現実には女性教員配置の効果が上がっているとは言い難い<sup>44)</sup>。年齢的に子育てと重なるため、家事・育児、夫の事情が優先され、教育準備不足、欠勤など批判も少なくない。男性優位の国柄、1つの教員枠を女性に譲らないこともある。女性教員の評価は賛

否様々である。①女の子の親にとっては男性教員より安全 ②子どもたちに必要な愛情を持ち、細かな配慮が期待できる ③女性教員の行動が女生徒の模範になる ④政治活動に関わりが少なくなることが利点である。一方で、怠け者であり、欠席が多く、無責任で、おしゃべり好きという批判もあり、個人の教員としての自覚次第と見受けられる。全国的に学校という職場は女性教員が勤務し易い環境が整備されていない。しかも、職業を持つ女性の健康や仕事に対する周囲の理解が不足している。新しく作られる憲法で女性優先枠が確保され、女性の社会進出の機会が増えることが問題解決の一策となるであろう。

一方、教員の質について、小学校教員には、9箇所の Primary Teacher Training Centres (PTTCs) における教員資格取得のための研修と、Resource Centres (RCs) で行われる再教育研修の2つのタイプのトレーニングコースがある。ネパールは、教員になる前に教員訓練を受けるシステムが無い。SLCをパスするかキャンパスを出ただけで教員になり、正規の教員になるために所定の研修を受けなければならない。教育省統計 2004<sup>45)</sup>によれば、1-10年生（小中高）の学校総数は26,277校であり、教員総計147,677人である。そのうち、女性教員は24.7%（36,512人）で、小学校の女性教員比率が30.1%、中学で16.3%、高校では8.6%である。全教員の内10ヶ月の研修全過程を終了した者は、32.85%であり、女性教員は27.85%である。教育省や国際機関が多大な費用と年月を教員の再訓練に使ってきたが奏功していない。国際機関が研修率を高めるために「研修には日当と食事がつく」スタイルが常態化してしまったことが弊害となり、自費でも研修を受け、向上しようとする意欲が希薄である。関心の低さには、地理的に参加しにくい、交代教員の余裕がない、資格が無くとも教員を続けられる、教員にマオイストが多いことなども関係している。教育省は、2008年度から教員資格として12年間以上の教育修了必須条件と定めた。2009年に「万人のための教育（EFA）第1次」終了後、地方分権政策強化のため、各自治体に権限が委譲され、村落あるいは民族独自の言語による教育が可能になる。しかし、それを企画・運営・管理する能力が教員や教育委員会にないことをDEOはじめ地元が危惧している。奨学金の運用にしても、教育政策にしても、現場に情報や説明が届かないことや情報を充分理解しきれないために放置される事態がある。短期間の成果主義に急かされ、計画遂行とその報告書を必要とする国際援助機関や政府の速度に、現場が着いて行けないとの声も上がっている。

## 第4章 教育政策とマオイスト

### 1. 教育政策におけるマオイストの影響

マオイストの活動に対して、多くの貧困層の女性や被抑圧階層の人々は期待し、特に女性政策を高く評価した。しかし、教育について国民はマオイストを評価していない。マオイストの「40項目要求」の中で、教育に関しては第22項に、母語での教育を保証すること、第35項に教育の無償化、教育商業化禁止を挙げている。今でさえカリキュラムの40%がネパール語と

英語の教育に割かれており、さらに民族語教育を導入するより英語教育の強化が役に立つという意見も少なくない。しかし、マオイストは、毛沢東主義の教条的な洗脳教育と軍事訓練以外の教育プログラムには関心がなかったと推察される。マオイストの党首はじめリーダーたちの多くがブラーマンであり、かつて教員であった。教職はプライドの高いブラーマンが最も得意とする職業である。しかし、現実には SLC の合格点も低く、社会的に高い評価も得られず、最も欲求不満の大きい職業集団である。公立学校の教員にはマオイスト参加者が多く、処々で学校がマオイストの拠点となり、生徒たちに対して軍事訓練が行われていた<sup>46)</sup>。Somini Sengupta が International Herald Tribune の Asia-Pacific 版に載せた記事から、ロールパの小学校のマオイスト教育を垣間見ることが出来る。

- ・マオイストは近年急激に増加した私立学校の多くを閉鎖した。
- ・他地域から強制労働と洗脳のために多くの学生や教師をロールパに送り込んできていた。
- ・学校の校庭では共産党員歌と踊りのショーが行われていた。
- ・戦闘地域では、学年末試験にも半数の生徒しか出席せず落第をした。こうした生徒達は二度と学校に戻ってこないだろうし、SLC も受験できず、10年の学校教育が無くなった。
- ・ロールパのマオイスト拠点では2年間に1人も SLC の合格者がいなかった。
- ・旧王制時代の教育は無価値となり、王国の歴史は人民の歴史に書き換えられるだろう。
- ・サンスクリット語は禁止される<sup>47)</sup>。

\* ロールパの小学校では、教員が毛沢東主義教育のモデルカリキュラムに従い、実地訓練や「科学的共産主義」、愛国心等を教える。

\* 4年生用シラバス内容は、「弁証法的唯物論」、「毛沢東主義者の殉教者に関する詩」、「手製銃製作入門」、5年生用シラバス内容は、「爆弾、手榴弾、火縄銃製作入門」、「スパルタカス反乱」の授業が行われる<sup>48)</sup>。

一方、マオイストに参加しなかった教師たちは、給与の一部を強制的に供出させられ、生命の危険や家族への危険があったため、学校を捨てて都市へ逃れた。

表7. 小学校数、生徒数、教員数の推移<sup>49)</sup>

	1989	2000/01	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05
学校数	17,842	25,927	24,943	27,268	24,746	27,525
生徒数	2,788,644	3,623,150	3,462,506	4,025,692	4,030,045	4,502,697
教員数	71,213	97,879	96,659	79,323	70,555	69,316
女性教員率			22.4%	23.5%	25%	
教師当り生徒数			35.8人	39.7人	40.8人	

表7から、教師数が2002年をピークに2005年には1989年よりも減少していることが分かる。1989年当時に比べ学校数は1.5倍、生徒数も1.6倍になっているにもかかわらず、教員数は97%に激減しており、ネパール各地の学校で起きた異常事態を推測できる。様々な格差解消を旗印としたマオイストだが、戦闘で休校が続く公立学校教育に対する人々の不安や不満を

理解せず、人々を都市へ流出させ、高額な私立学校ビジネスを繁盛させ、SLCを過熱させた。マオイストの教育方針は、国民のニーズに合っていなかったのである。さらに、国内に就職口の無い若者たちは、海外労働、留学など海外を志向し、それを実現するためにもSLCの合格率が高い私立学校を選んだ。マオイストは教育の商業化を禁止していたが、結果的に私立学校を繁盛させることとなった。私立学校連盟会長U.S.氏は「公立学校は私立学校の手法を学べばよい」と述べている。紛争の間、女性政策と異なり、教育政策はマオイストの関心も協力も得られなかった。このマオイストとの利害の不一致がネパールの教育に大きな影響を及ぼしたことは確かである。

## おわりに

1990年代の女性運動家が望んでいた権利のほとんどが実現され、慢性的貧困と女性開発の遅れが指摘される南アジア諸国の中では、ネパールは国際社会にも評価されるほどのジェンダー政策先進国となった。ジェンダー政策が、マオイストの媒介によって村々に浸透した理由は、女性たちの権利・社会的地位の向上、経済力向上という、日々の生活に密着した目標が見えるように語られたことであった。しかし、都市の高学歴高位階層の女性活動家たちは、国際機関との濃密な関係や援助資金、社会的ステータスとイニシアティブを、地方の農村や低階層の女性たちに配分しようとはしない。諸権利を法令の中に書き記す作業は進んだが、実際の社会に生かすためのスタートラインに立ったばかりである。政権獲得後のマオイストがこの問題を解消できるかは、今後の課題である。

一方、毛沢東主義教育は長年積み重ねてきた教育5カ年計画と相容れず、この10年間に戦闘地域で育った児童の人生を混乱させた。彼らの武装闘争によって引き起こされた社会混乱、殺人、レイプ、拉致、強制労働、児童労働等の人権侵害は、国民にとっても国際社会にとっても許されるものではない。結局、ネパール連邦民主共和国政府の教育政策では、毛沢東主義教育は排除され、再び、国連機関や先進国ドナーのアドヴァイスを受けた従来の教育計画の路線に戻った。国際機関や政府の教育政策から見れば「失われた10年」と言わざるを得ない。政府およびUNESCOは、「万人ための教育EFA（2004-2009）」で①幼児教育の拡大、②すべての児童への教育へのアクセス保証、③教育の質の改善を挙げ、足早に目標を達成しようとしているが、現場はリハビリテーションが必要な状況であり、温度差がある。私立学校を中心とする幼児教育は時期尚早であり、まずは公立初等学校の量を充足する必要がある。また、日本型の保護者に対する法的制裁を伴う義務教育とするか、欧米型の選択型義務教育を採用するかは議論の余地があるが、いずれにしても、子どもたちは初等学校でドロップアウトしたら、二度と学校に戻って来ない。いかにして、学校を楽しい場にするかが最も肝心なことである。

注

- 1) 1996年2月13日 (BS2052 ファグン月1日) ロルパ郡ホレリで警察署、郡役所がマオイストに襲撃され、それを契機に「人民戦争」が開始された。
- 2) UNICEF's 25 priority countries for girls' education  
<http://huebler.blogspot.com/2005/10/unicef-priority-countries-for-girls.html> 2008.7.22
- 3) “District Demographic Profile of Nepal, 2002”./ Informal Sector Research and Study Center.p.33., Kathmandu
- 4) 『マヌ法典：サンスクリット原典全訳』(中公文庫), 1991. 渡瀬信之訳/中央公論新社, 東京.
- 5) 「王国の規範」を意味し、六法全書の内容。多民族国家統制のためカースト制度を再構築強化した。
- 6) “Muluki Ain 1854”. Bhaga 3 mahala 13 Ansabandako、16 aputariko (ネパール語), [Kathmandu] 第3編第13章 (財産分割)、第1条第3編第16章 (相続遺産)
- 7) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. 1991.4.22 批准.
- 8) 伊藤 ゆき. 2003, 「アンナプルナ判決」『ネパールの女性の法的地位の二極化：近代化と伝統回帰』, 新潟大学現代社会文化研究科学位論文, 新潟.
- 9) 安野 早己, 2007, 「ガル・ルトネ (ghar lutne) 家財の略奪 -ネパール・マオイストによる地方名望家への襲撃」, 『山口県立大学大学院論集』 Vol.8, pp. 21-38, 山口.
- 10) 戦闘地域の女性によるマオイスト評価

<p><b>【女性の権利効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 女性たちが自分の意見を言えるようになり、政治や社会活動に積極的に参加できるようになった。</li> <li>2. 女性が武器を手にして、政府に反意を示すことができる。</li> <li>4. マオイスト兵士になり男性と同じ能力があることを知った。</li> <li>5. 夫不在の家庭で、妻が家庭を運営する能力があることを証明し、家庭内の発言権が増した。</li> <li>6. 村の女性センターやマイクロクレジットの会議に参加し、女性の権利と知識に目覚めた。</li> <li>7. 家庭の経済は男性、家事・育児は女性という役割分担構造が崩れ、女性も村会議に参加し、自信をつけてきた。</li> </ol> <p><b>【政治への効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被抑圧民族や階級の政治的・社会的覚醒を促し、政府の歳出や開発計画の用途も監視できるようになった。</li> <li>2. 汚職に対する抗議ができるようになった。</li> <li>3. 地方や国会の政治家に対して権利の主張ができる。</li> </ol>	<p><b>【カースト差別への効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低階層、ジャナジャティに対する差別が減った。</li> </ol> <p><b>【家庭への効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男性の家庭内暴力 (DV) が大幅に減少した。</li> <li>2. 男性のギャンブルとアルコール中毒が減少した。</li> </ol> <p><b>【法への効果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人民裁判で地域の紛争を即決するようになった。</li> <li>2. 警察官によるイジメや嫌がらせが減少した。</li> </ol> <p><b>【経済的效果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金貸し業者の金利を下げさせた。</li> <li>2. 貯金、低利マイクロクレジット等で、経済的自立が可能になった。</li> <li>3. 女性農民組合、紅茶栽培と販路拡大、花卉栽培、技術研修など、プロジェクトを利用した活動が可能になった。</li> <li>4. 村外へ移住し、新しい雇用機会や海外出稼ぎの機会を得て収入が増え、教育機会もできた。</li> </ol>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

① Kievelitz, Uwe and Tara Polzer, 2002, “Nepal Country Study on Conflict Transformation and Peace Building”. / Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) GmbH Eschborn. ② Arzu Rana, Deuba, 2005., “A National Study on Changing Role of Nepali Women due to Ongoing Conflict & its Impact” /

- Samanata-Institute for Social and Gender Equality, Kathmandu ③ Institute of Peace and Development (INPED), “*Inpact of Internal Armed Conflict on Women and Children : a Research Report of Sindhuli District of Nepal*, 2005”. / Institute of Peace and Development, Ratamata, Sindhuli, Nepal から筆者作成。
- 11) Yami, Hisila, 2007, “*People’s War & Women’s Liberation in Nepal*”. Preface, / Janadhvani Publication, Kathmandu.
- 12) 阿部和美. 2008, 『ネパール制憲議会選挙監視活動報告』, p.13 / ANFREL2008.  
<http://www.interband.org/nepal/abe.pdf> 2008.07.24
- 13) 暫定憲法第7章 暫定議会 第63条 暫定議会の構成 (b)
- 14) “40 Point Demand of the Maoists” 第1章 No.1-9 Demands Related to Nationalism 第2章 No.10-26 Demand Related to the Public Welfare 第3章 No.27-40 Demand Related to the People’s Living
- 15) Shyam Thapa, 2004, The Road to Reform Reproductive Health Matters., “*Abortion Law in Nepal: Volume 12, Issue 24, Supplement 1*”, Pages 85-94./電子ジャーナル Science Direct から入手可能。
- 16) 2006年4月6日、政党はマオイストと連携し、全国規模の抗議集会やゼネストを展開した。2006年5月の新政権によるマオイストのテロ指定解除を契機として、新政権とマオイストによる和平交渉が行われた。2006年後半に、王制から共和制へ向けて大きな転換期を迎えた。
- 17) 「暫定憲法2007」 第3章 基本的権利 第20項 女性の権利 (2) Every woman shall have the right to reproductive health and other reproductive matters.
- 18) Nepal Sarkar Mahila, balbalika tatha samaj kalyan mantralaya,2008., “*Rashtriya Karya-Yojana 2060*” (National Plan of Action on Convention on The Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)) [2004], Kathmandu.
- 19) “*Muluki Ain 2064.8.14, sammako samshodhan milaieko*” / prakashita srota: Nepal rajapatra/ Baidik darpan prakashan., Kathmandu (ネパール語)
- 20) JICA 公示案件コンサルタントプロポーザル (終了)  
<http://consul-koji.jica.go.jp/consul/C0103u.php?cd=20071212071088> 2008.7.16.
- 21) Basic Primary Education Project=BPEP の I (1991/92-1996/97)、II (1997/98-2002/03)
- 22) 2015年までに初等教育就学率 100%達成を掲げている。
- 23) 「万人のための教育 (EFA) 支援プログラム」 Phase II は 8,000 教室の建設資材供与を決めている。  
[http://www.jica.go.jp/japandesk/nepal/jica-jigyou/jica\\_jigyou6\\_1.htm](http://www.jica.go.jp/japandesk/nepal/jica-jigyou/jica_jigyou6_1.htm)2008.7.16.
- 24) HMG MOES 2005., “*Nepal in Educational Figures 2005: Educational Statistics at a glance 2004*”. 2004年の全国総学校数に対する私立学校率は 11%)
- 25) CBS, 2001, 2004., “*Statistical year book of Nepal 2000, 2001*”. から作成。
- 26) 1992年3月筆者が在ネパール日本大使館在勤中にパタンのサハナ・プラダン女史の自宅を訪ねた。
- 27) 成人 (15歳以上) 識字率: 男性 50.3%、女性 31.4% 2002年, (Human Developmant Report 2004)
- 28) ソルクンプ (北東開発地域)、カトマンズ、ダーディン (中央開発地域)、ムスタン、ポカラ (西部開発地域)、ジユムラ、ジャジャルコット、ロールパ (中西部開発地域)。
- 29) ① HMG MOES 2005., Nepal in Educational Figures / Kathmandu ② UNICEF, Division of Policy and Practice., “*Education statistics: Nepal*” / Kathmandu ③ MOES, 2004, 2007. “*School Level Educational Statistics (Flash) At a Glance Kathmandu*”. を参照
- 30) ① C.B.S, 2003., “*Statistical Yearbook of Nepal 2003*”, p.138-147. ② 2001/02,2003/2004年は MOES. 2004., “*School Level Educational Statistics (Flash) At a Glance 2061*” および “*Nepal District Profile 2006*”, DP-586,619.642 を参照。2002年は学校数が一致しない。カトマンズ盆地3郡とは、カトマン

ズ郡、ラリトプル郡、バクタプル郡の3郡。

- 31) MOES, “*District wise Literacy Rate (6+ Years of age)*” および *Informal Sector Research and Study Center*, 2000., “*District Demographic Profile of Nepal*”, p.521-726.から抽出作成。  
[http://www.moe.gov.np/Educational%20Statistics/Educational\\_Statistics\\_index.php#](http://www.moe.gov.np/Educational%20Statistics/Educational_Statistics_index.php#) 2008.07.24
- 32) (1) Gurung, Harka, et.al.2006, “*Nepal Atlas of Ethnic & Caste Groups*”., p.3-4,133-134 / National Foundation for Development of Indigenous Nationalities (NFDIN) , Kathmandu.  
(2) Huebler, Friedrich, 2007. “*International Education Statistics*”.  
<http://huebler.blogspot.com/2007/05/caste-ethnicity-and-school-attendance.html> 2008.8.01.  
(3) Ministry of Health of Nepal. Health Services. Family Health Division, 2001., “*Nepal Demographic and Health Survey 2001*”, Kathmandu.
- 33) 畠 博之, 2008. 『ネパールの被抑圧者集団の教育問題—タライ地方のダリットとエスニック・マイノリティ集団の学習阻害/促進要因をめぐって』 / 学文社, 東京.
- 34) Ministry of Education (MOE) , Web News から編集。受験者総数の男女別は記載なし。SLC 受験者は年々増加し、合格率も上昇してきているが、受験戦争も過熱している。2006年と2007年では、受験者総数 294,216 (2007年 274,210)、合格率 28.64 % (46.51 %)  
<http://www.nepalmountainnews.com/news.php/2008/06/23/slc-results-out-pass-percent-create-record.html> 2008.7.26.
- 35) MOES, 2008.SLC resul 速報 (既に閉鎖) [http://www.moe.gov.np/slc\\_result.php](http://www.moe.gov.np/slc_result.php) 2008.07.26.
- 36) 畠山 勝太, サキヤ・ディブ, 2008.2.6, 「変貌するネパールの教育—所得による教育機会の階層化を中心に」『シンポジウム・ネパール』レジュメ, p.3, / (社) 日本ネパール協会 . 文京学院大学, 東京.
- 37) ネパールの高等学校は 10 年間教育であり、現在諸外国に合わせて 2 年追加した 12 年教育へ移行中。それを 10 + 2 (Ten plus Two) と称している。
- 38) UNICEF, Primary school net attendance rate (%), Nepal 1996-2006。ネパールの義務教育は、就学希望者を学校側が受け入れる義務であり、学齢以外を含めた就学者総数と出席実数の間に開きがある。  
<http://huebler.blogspot.com/2007/08/primary-school-attendance-in-nepal-1996.html> 2008.8.01
- 39) Bista, Mine., 2004., “*Review of Research Literature on Girls' Education in Nepal 2004*”. (UNESCO Kathmandu Series of Monographs and Working Papers: No.3), / United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Kathmandu
- 40) Central Bureau of Statistics (CBS) は、2007 会計年度報告書で、紛争中にも関わらず、ネパールの農業生産は好調であり、個人所得は \$ 470 ドル、国内総生産は \$ 12.82billion (一昨年は 8.3billion) であったと発表している。
- 41) Bista, Mine., 2004, “*Review of Research Literature on Girls' Education in Nepal 2004*”. (UNESCO Kathmandu Series of Monographs and Working Papers: No.3), p.9-10., / United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Kathmandu
- 42) 田中 研一, 2003, 「セクター別概況と開発課題」第 2 部 第 5 章 教育・人的資源開発『ネパール国別援助研究会報告書：貧困と紛争を越えて』, p.103./ 日本国際協力機構 (JICA) , 東京.
- 43) JICA NGO デスクニュース, 「ヒマラヤン・タイムズ、2004 年 9 月 4 日」  
[http://www.jica.go.jp/japandesk/nepal/nepal-oukoku/nepal\\_oukoku3-04sep.htm](http://www.jica.go.jp/japandesk/nepal/nepal-oukoku/nepal_oukoku3-04sep.htm) 2008.07.26
- 44) Bista, Mine., 2004, “*Review of Research Literature on Girls' Education in Nepal 2004*”. (UNESCO Kathmandu Series of Monographs and Working Papers: No.3), p.9-10./ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, Kathmandu



- 45) MOES, Department of Education (DOE), 2003. “*School Level Educational Statistics 2002 (Flash I) At a Glance 2004 (2061)*”.  
[http://www.moe.gov.np/Educational%20Statistics/Educational\\_Statistics\\_2061.php](http://www.moe.gov.np/Educational%20Statistics/Educational_Statistics_2061.php) 2008.7.16
- 46) Sengupta, Nepal's gun-toting, 2005. “*Political Entrepreneurs : Rebels exploiting cracks in system*” (Saturday, Oct. 29, 2005) <http://www.iht.com/articles/2005/10/28/news/nepal.php> 2008.8.29
- 47) マヘンドラサンスクリット大学図書館の貴重な仏教資料は、マオイストにより爆破され消失した。
- 48) \*印は、ロールパに入っていたカトマンズのジャーナリストから Somini Sengupta が聞いた内容。
- 49) CBS, 2006., “*Statistical Pocket Book Nepal 2006*”.,p.163.および CBS,2003., “*Statistical Year Book of Nepal 2003*”., P.142, 157, 172.から筆者作成

#### 用語解説

BS:ビクラム歴 (Bikram Sambat) またはネパール歴。BS2064年ファグンは西暦2008年2月~3月にあたる。

CBS: Central Bureau of Statistics (中央統計局)

DEO: District Education Office (郡教育事務所)

HMG: His Majesty of Government (ネパール王国政府)

MOES: Ministry of Education & Sports (ネパール教育・スポーツ省)

NC: Nepali Congress Party (ネパール会議派)

SLC: School Leaving Certificate (全国統一高等学校卒業資格)

UML: Communist Party of Nepal (Unified Marxist-Leninist (ネパール統一共産党))

バウン・チェトリ: ネパール語を母語とする丘陵のヒンドゥーで、最上階層 (僧侶階層) と武士階層。

ネワール (族): カトマンズ盆地の先住民族。ネパール経済、政治、文化等における主要な民族。